

何が変わるの？

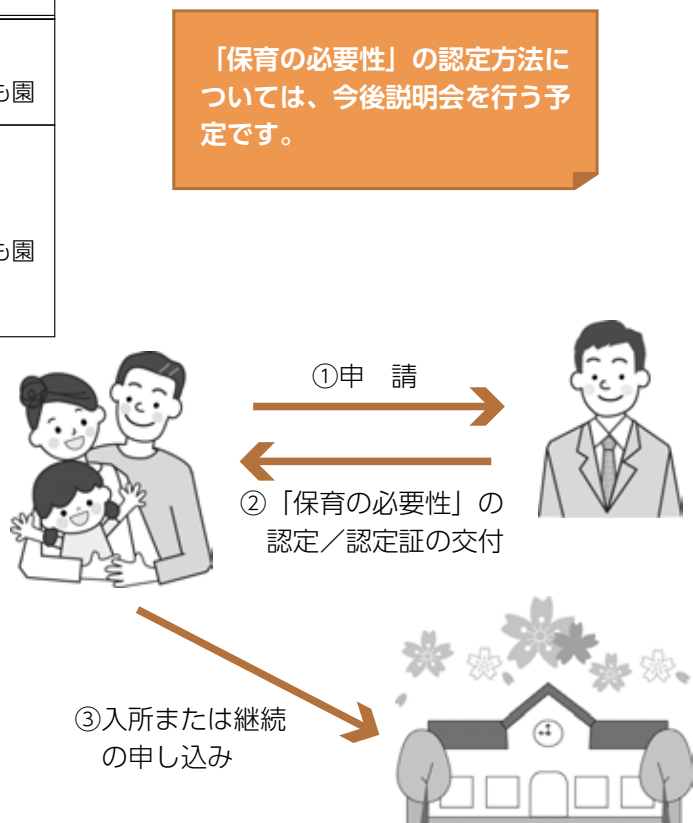
新制度では、施設を利用する際に「保育の必要性」の認定が必要になります。また、湯本幼児学園および仙石原幼児学園の在り方が変わります。

≪保育の必要性の認定（3つの区分）≫

新制度では、保護者から申請を受けた町が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付します。保護者は認定証受領後に、希望する幼稚園、保育所、認定こども園に、入所または継続の申し込みをします。

区分・認定基準	対象児童など	利用施設
1号認定 教育標準時間認定	3・4・5歳児 保育の必要性なし	幼稚園 認定こども園
2号認定 保育認定	3・4・5歳児 保育の必要性あり	保育所 認定こども園
3号認定 保育認定	0・1・2歳児 保育の必要性あり	

※2号認定および3号認定となった乳幼児は、さらに保育短時間（最長8時間）と保育標準時間（最長11時間）に分けられます。
※広域入所（近隣市町の幼稚園や保育所などを利用する場合）の方も「保育の必要性の認定証」が必要となりますので、相談してください。



「保育の必要性」の認定方法については、今後説明会を行う予定です。

≪新たな幼保連携型認定こども園への移行≫（湯本幼児学園・仙石原幼児学園）

現在の幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所が一体となった施設でしたが、平成27年度からは、新幼保連携型認定こども園に移行し、「学校でもあり児童福祉施設でもある、単一の施設」となります。保育内容は変わりませんが、国の管轄が厚生労働省・文部科学省から内閣府に変わります。

2か月児とママの教室

日時 9月25日(木)10時45分～14時30分
場所 さくら館
内容 ベビーマッサージ、出産前後のママの食事（調理実習）
対象 生後2か月頃の赤ちゃんおよびその母親、妊婦の方
持ち物 母子健康手帳、筆記用具、エプロン
申込方法 9月18日(木)までに電話で申し込んでください。
※「保健だより」では、10月実施と掲載しましたが、変更になります。
申込・照会先 子育て支援課 ☎85-9595

子育て中のみなさまへ

出産や子育てで気になることがあったら、子育て支援サービスを利用したいと思ったら。

お気軽に相談してください。あなたの地域の市町村に相談窓口があります。

あなたをサポートします！

子ども・子育ての相談は
子育て支援課 ☎85-9595
または
児童相談所 ☎0570-064-000へ

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく制度です。

3つの目的があるのね！



子ども・子育て関連3法

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 改正認定こども園法
- 3 関係法令の整備など（児童福祉法等の改正）

目的は？

この制度は、一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されました。

質の高い
幼児期の学校
教育・保育の
総合的な提供

保育の量的
拡大・確保、
教育・保育
の質的改善

地域の子
ども・子育て
支援の充実

いろんなサービスが
あって安心だなあ



どんなサービスがあるの？

子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成されます。

≪子ども・子育て支援給付≫

各施設への給付を通じて利用者全員を支援する「施設型給付」「地域型保育給付」と、保護者に直接現金を給付する「児童手当」があります。

- | | | |
|---------|----------|-------|
| ◆施設型給付 | ◆地域型保育給付 | ◆児童手当 |
| ・認定こども園 | ・小規模保育 | |
| ・幼稚園 | ・家庭的保育 | |
| ・保育所 | ・居宅訪問型保育 | |
| | ・事業所内保育 | |

≪地域子ども・子育て支援事業≫

現在町が実施している子育てに関する事業を、さらに充実させ支援していきます。

- ◇地域子育て支援拠点事業・・・子育て支援センター、子育てサロンを運営
- ◇妊婦健康診査・・・妊婦健康診査の一部を助成
- ◇乳児家庭全戸訪問事業・・・生後満3か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、情報提供や養育環境などを把握
- ◇養育支援訪問事業・・・支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児や家事などの養育能力の向上を支援
- ◇一時預かり事業・・・保育所またはその他の場所での一時保育を実施
- ◇放課後児童クラブ・・・放課後、自宅に保護者がいない小学生の健全育成活動を実施

など

照会先 子育て支援課 ☎85-9595

「子ども・子育て支援新制度」
本格スタート！

平成27年4月